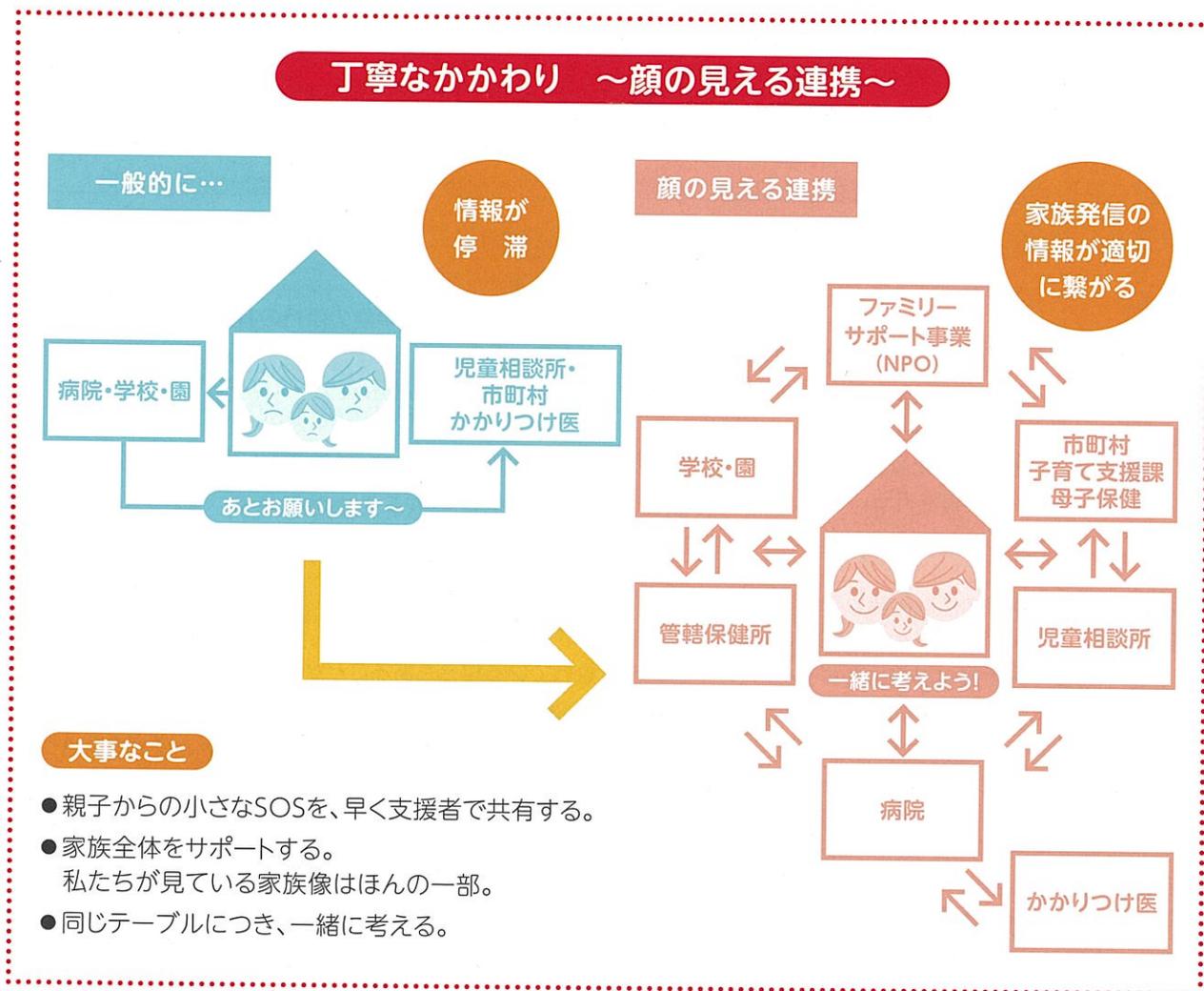


Ⅲ 関係機関との連携

① 関係機関との連携

虐待は様々な要因が複合的に重なり、何かをきっかけに発生します。そのため多問題(経済・育児・保健・医療等)を抱えた家族への支援は、関わりのある機関が連携しチームを組んで各課題に適切に対処することが必要です。子どもに関わる様々な機関がその機能と役割をお互いに理解し、連携して家族へ支援を行います。



出典(木下あゆみ)

■ 連携のポイント

- 日頃から情報共有を密に。日々の変化については、こまめなやりとりで把握しておきます。
- 気になることがある場合は、声を掛け合い、個別ケース検討会議につなげましょう。
- お互いの持つ機能を明確にし、できることをはっきりしておきましょう。
- 毎月、関係機関が集まる情報交換会で、ケースの情報共有を行っているところもあります。

② 関係機関の役割

機 関 名	役 割 ・ 機 能
西部子ども女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満の子どもの福祉に関するあらゆる相談に対応。 ●家庭、地域、関係機関から虐待に関する相談を受け、必要に応じて専門的な調査、診断、判定等を実施し、総合的判断に基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関と連携し子どもや親への援助を行う。 ●立入調査や一時保護、専門的な判定あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動が伴うような対応が必要な困難ケースの対応を行う。 ●児童福祉法第25条の要保護児童の通告受理機関。 ●市町へ助言指導等の技術的支援。
市町児童福祉主管課	<ul style="list-style-type: none"> ●日常的な子育ての支援や、家族関係の相談業務を行う。 ●児童福祉法第25条の要保護児童の通告受理機関。 ●通告を受けたケースの家族構成、生活保護の適用や障がい者手帳の所持の有無、子どもの所属集団(保育所、学校等)の基本事項について調査を行う。 ●調査の結果、行政権限の発動を伴う対応が必要と判断される困難ケースは子ども女性相談センターに送致する。 ●要保護児童対策地域協議会の事務局や関係機関のネットワーク等の調整、必要に応じた会議の開催を行う。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ●不自然な怪我や発育不良等から虐待を発見する。 ●親や子どもに継続的な治療を行い、連携して見守りを行う。 ●重篤な事例はもちろん、軽傷でも虐待が隠れている場合もあることから、受診時の子どもの状況や親の言動に注意して観察する。身体の外傷等の状況を詳しく記入し、写真に撮り記録に残す。 ●生命に危険のある場合や症状が重篤な場合は、子ども女性相談センターに通告し、子どもを入院させることで親から離して安全を確保する。 ●分娩や疾患で受診した際に、養育困難家庭を発見したときは、継続看護連絡票(P35・36参照)を活用し、市町(地域)での支援を依頼する。
幼稚園・保育所 認定子ども園	<ul style="list-style-type: none"> ●親以外の関わりや子ども同士の遊びを通して、子どもの発育・発達を促す。 ●親の育児負担を軽減し、保育士や教員との関わりの中で育児知識、技術等育児力が身につくよう支援する。 ●毎日の保育の中で、体の傷や情緒の変化等虐待の早期発見ができ、発見した場合は、子ども女性相談センターや市町へ連絡し、子どもの安全確保を行う。
民生委員 主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子どもや妊産婦について情報の把握や、親子への声かけや見守りを行うとともに、子育てに関する情報提供を行う。 ●主任児童委員は児童福祉を専門的に行う児童委員として、他の民生・児童委員と協力して活動する。 ●地域の虐待ネットワークの一員として虐待の早期発見に努めるとともに、地域住民から情報を受け、市町や子ども女性相談センターへの通告のパイプ役として活動する。

③ 個人情報の保護等

関係機関と連携を図る上で、個人情報の共有が必要となるため、関係機関の間で個人情報の具体的な取り扱い方法について意識の共有を図ることが重要です。

それぞれの機関における守秘義務や個人情報の保護に係る規定について、どのように扱うかを平成24年11月30日付、雇児総発1130号第2号、雇児母発1130号第2号「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」より整理しています。

(1) 医療機関⇒児童相談所又は市区町村への情報提供に係る守秘義務、個人情報保護等との関係

① 医療機関に係る守秘義務及び個人情報保護に係る規定

医療機関は、医師等の医療従事者の守秘義務や個人情報保護との関係から、児童相談所又は市区町村への情報提供について消極的になる場合があります。情報提供に当たっては、可能な限り患者の同意を得ることが基本ですが、同意がない場合でも、児童虐待の防止や対応のために必要かつ相当な範囲で行うことは基本的に法令違反となりません。

② 児童虐待防止に係る情報提供との関係

医療機関が児童虐待の防止や対応のために必要かつ相当な範囲で児童相談所や市区町村に情報提供することについては、次のとおり、正当な行為や除外規定に該当することから、基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはなりません。

医療機関 → 児童相談所や市区町村に情報提供			
		根 拠	提供可能な範囲
ア) 要保護児童対策地域協議会を活用できる場合	要保護児童対策地域協議会に参加する関係機関間での情報交換	児童福祉法第25条の2第2項	必要かつ相当な範囲で情報提供すること
	要保護児童対策地域協議会に参加していない医療機関	同法第25条の3	要保護児童対策地域協議会が医療機関に情報提供を依頼し、医療機関がこれに応じること
イ) 要保護児童対策地域協議会を活用できない場合	要保護児童対策地域協議会に参加していない医療機関	児童虐待防止法第6条に基づく児童虐待に係る通告や児童福祉法第25条に基づく通告	必要かつ相当な範囲で情報提供すること
		児童虐待防止法第6条に基づく協力する努力義務(通告に該当しない場合) 児童福祉法第10条又は第11条に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等に協力	児童の安全確保や児童虐待の防止のため、児童相談所や市区町村の調査や養育支援が必要と考えられる要支援児童や特定妊婦について、医療機関が情報提供すること

(2) 児童相談所や市区町村→医療機関への情報提供に係る守秘義務、個人情報保護等との関係

① 児童相談所及び市区町村に係る守秘義務及び個人情報保護に係る規定

児童相談所や市区町村の職員については、児童福祉法第61条及び地方公務員法第34条において守秘義務が規定されており、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象となるが、法令に基づく行為など正当な行為については違法性が阻却され、これらの規定違反は成立しません(刑法第35条参照)。

また、各地方公共団体において定められている個人情報保護条例においては、一般的に本人の同意がない場合の個人情報の目的外の利用及び第三者提供が禁止されていますが、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲以内である場合には規定違反とはなりません。

② 児童虐待防止に係る情報提供との関係

児童相談所や市区町村が児童虐待の防止や対応のために必要かつ相当な範囲で医療機関に情報提供することについては、次のとおり、正当な行為や除外規定に該当することから、基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはなりません。

児童相談所や市区町村 → 医療機関への情報提供			
		根 拠	提供可能な範囲
ア) 要保護児童対策地域協議会を活用できる場合	要保護児童対策地域協議会に参加する関係機関の間での情報交換	児童福祉法第25条の2第2項	必要かつ相当な範囲で情報提供すること
	個人情報保護条例については、各地方公共団体において規定が異なり、個人情報を取り扱う事務の目的の定めにもよる。目的内の提供に該当する場合には個人情報保護に係る規定違反とはならない。 また、この該当性に疑義がある場合であっても、児童福祉法第25条の2第2項に基づく行為であり、一般的な条例の除外規定である法令等に定めがあるときに該当することから、このような除外規定があれば規定違反とはならない。		
イ) 要保護児童対策地域協議会を活用できない場合	要保護児童対策地域協議会に参加していない医療機関	児童福祉法第10条又は第11条等	必要かつ相当な範囲で情報提供すること
	個人情報保護条例においては、ア)と同じく目的内の提供に該当する場合には個人情報保護に係る規定違反とはならない。 また、この該当性に疑義がある場合には、個人情報取扱の利用目的に係る関係規定を整備すること、公益上特に必要があるとき等の除外規定に該当するかの検討を行い、必要に応じて各自治体の個人情報保護審査会等に係る手続を経ることなどにより、関係機関との情報提供・共有が可能となるよう対応する。		

IV 参考資料

① 子ども虐待の基礎知識

(1) 子ども虐待の定義と分類

子ども虐待とは

子どもの虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれがあるものであり、子どもに対する重大な人権侵害です。

時には子どもの生命の危険に陥ることもあります。

子ども虐待は、「児童虐待の防止等に関する法律第2条において保護者(親権を行う者、未成年後見人)が監護する児童(18歳に満たない者)について次に掲げる行為」として定義しています。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長期間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

虐待の種類

■身体的虐待

●子どもに外傷や苦痛を与えたり、生命の危険を及ぼす身体的な暴力

(具体例)

- 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、タバコの火傷
- 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為
- 意図的に子どもを病気にさせる

■性的虐待

●子どもにわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること

(具体例)

- 子どもへの性交、性的行為、子どもの性器をさわる又は子どもに性器を触らせる(教唆を含む)
- 性器や性交を見せる
- 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする

■ネグレクト

●保護者としての監護を著しく怠ること

(具体例)

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っていること
(例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない。乳幼児を家や車に残したまま外出する)
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない(愛情遮断など)
- 適切な食事を与えない、下着や衣服など長期間ひどく不潔なままにする
- 極端に不潔な環境の中で生活させる
- 子どもを遺棄、置き去りにする
- 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人が虐待の行為を行っていても放置する

■心理的虐待

●子どもに著しい心理的外傷を与える言動をすること

(具体例)

- ことばによる脅かし、脅迫
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- 配偶者やその他の家族に対する暴力や暴言
- 子どものきょうだいに虐待の行為を行う

(2) 虐待の子どもへの影響

子ども虐待は、子どもに対するもっとも重大な権利侵害です。愛されるべき親から、理解できない状況で叩かれたり、泣いても食事が与えられない、放置される等の状況が続くことで、乳幼児期に形成される基本的な信頼関係や、子どもの発達・発育に影響を及ぼします。

子ども虐待はいくつかのタイプに分けられ、それぞれタイプによる心身への影響は異なりますが、いずれにおいても将来にわたり子どもへの心身に深刻な影響をもたらします。また、多くの事例においては、いくつかのタイプが複合しています。

① 身体的影響

打撲、切創、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、頭蓋内出血など外からみてわからない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられる。重篤な場合、死に至ったり、重い障害が残る可能性がある。

② 知的発達面への影響

身体的虐待の後遺症として知的発達が遅れたり、ネグレクトの状態で養育されることにより、年齢相応の基本的な生活習慣が身につけていなかったり、成長に必要な関わりや語りかけ等の知的刺激が得られないため、知的発達を阻害されてしまうことがある。

③ 心理的影響

保護者との基本的な信頼関係が構築されないことにより、対人的に不安定な愛着関係となり、両面的に矛盾した態度をとることがある。

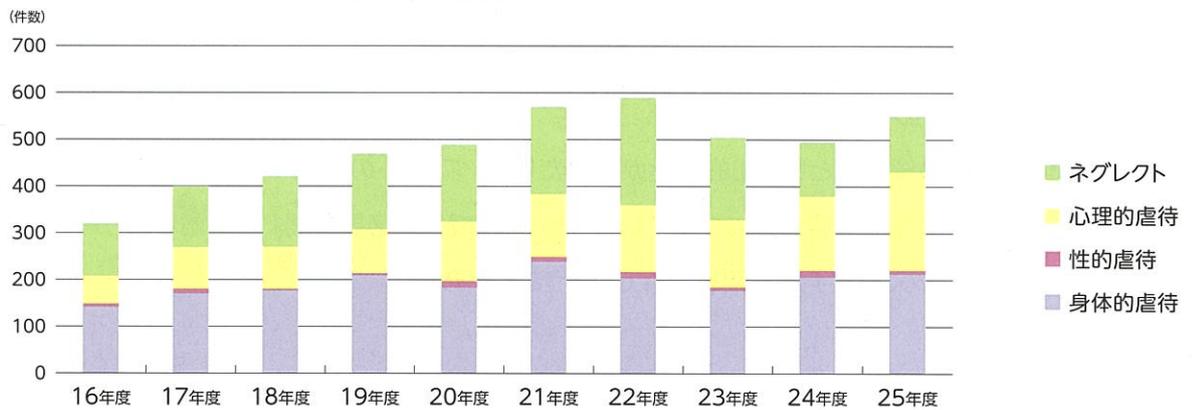
低い自己肯定感、多動、心的外傷後ストレス障害、反復性のトラウマにより記憶障害、意識が朦朧としたり、離人感等がみられることがある。

② こども虐待の現状

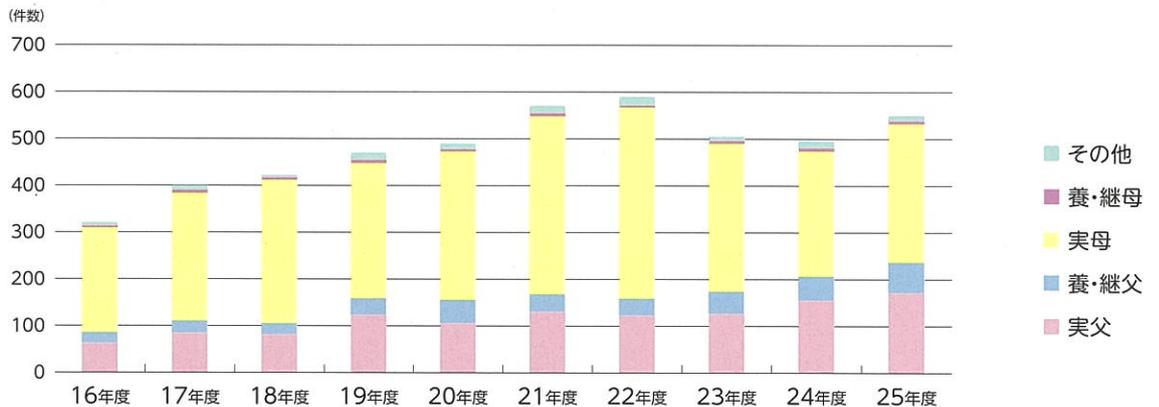
■ 児童相談所における児童虐待対応件数(全国・県)



■ 香川県児童相談所における虐待対応の種類



■ 香川県児童相談所における虐待対応の主たる虐待者



③ 3つの質問票セットの活用

「産後の母親と家族のメンタルヘルス」

監修:吉田敬子 発行:母子保健事業団 より一部抜粋

3つの質問票で母親のメンタルヘルスや育児に関する状況や気持ちを把握することができます。母親への多面的な精神支援を行うために、質問票はセットで使用することをお勧めします。

ただし、これらの質問票の使用に際しては、著作権などに留意し、適切に使用して産後の母親への効果的な支援を行いましょう。

【使い方のポイント】

- 3枚セットで使うことにより母親の心の状態と母親の抱える問題に深く踏み込める
- 質問項目に対し、チェックのあった項目は、きちんと聴く
 - ① どのような対処をしているか
 - ② うまく対処できているときは、相手を認め、労をねぎらう
 - ③ 理由によっては、母の持っている力を信じる
- 項目全てを解決してあげると思わない…母親の話聞くことが大切
- 今、支える部分を見極める(視点)を養う
- 母親がどうしてほしいかを確認する
- 精神科既往歴があったら要注意
- 支援方法は継続訪問が主、必要時、精神保健福祉相談等を活用し、医療の必要性の判断を行う

(1) 育児支援チェックリスト

この質問票は、育児困難に関連する要因や状況の項目から成り立っています。結婚や社会経済状況、周囲からのサポート、親密な対人関係などの心理社会的な問題を含み、また、実際の育児場面で育児に行き詰まった状況で母親が抱く気持ちも項目に入れました。これらの項目は育児に支障をきたす母親がどのような問題を抱えているかを把握し、支援につなげるためのものです。これらの項目で問題があると答えた場合は、内容や状況などを具体的に聞き出し、本人の言葉をそのままの形で余白に記載しておくことがポイントです。

(2) エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)

項目は10項目で、0,1,2,3点の4件法の母親による自己記入式質問票で、うつ病によく見られる症状をわかりやすい質問にしたものです。母親が記入後、その場でEPDSの合計得点を出します。合計が30点満点であり、わが国では、9点以上をうつ病としてスクリーニングしています。

(3) 赤ちゃんへの気持ち質問票

項目は10項目で、0,1,2,3点の4件法の母親による自己記入式質問票です。各項目は赤ちゃんに対する愛着の気持ちについて質問しており、合計点数は30点満点です。得点が高いほど赤ちゃんへの否定的な感情が強いことを示しています。この質問票はEPDSのような区分点は設けていません。

あなたへ適切な援助を行うために、あなたのお気持ちや育児の状況について以下の質問にお答え下さい。
あなたにあてはまるお答えのほうに、○をして下さい。

1. 今回の妊娠中に、おなかの中の赤ちゃんやあなたの体について、または、お産のときに医師から何か問題があると言われていませんか？
はい いいえ
2. これまでに流産や死産、出産後1年間にお子さんを亡くされたことがありますか？
はい いいえ
3. 今までに心理的な、あるいは精神的な問題で、カウンセラーや精神科医師、または心療内科医師などに相談したことがありますか？
はい いいえ
4. 困ったときに相談する人についてお尋ねします。
①夫には何でも打ち明けることができますか？
はい いいえ 夫がいない
- ②お母さんには何でも打ち明けることができますか？
はい いいえ 実母がいない
- ③夫やお母さんの他にも相談できる人がいますか？
はい いいえ
5. 生活が苦しかったり、経済的な不安がありますか？
はい いいえ
6. 子育てをしていく上で、今のお住まいや環境に満足していますか？
はい いいえ
7. 今回の妊娠中に、家族や親しい方が亡くなったり、あなたや家族や親しい方が重い病気になったり事故にあったことがありましたか？
はい いいえ
8. 赤ちゃんが、なぜむずかかったり、泣いたりしているのかわからないことがありますか？
はい いいえ
9. 赤ちゃんを叩きたくることがありますか？
はい いいえ

ご記入日 平成 年 月 日

ご出産日 平成 年 月 日

お名前 _____

ご連絡先 〒 _____

お電話番号 - -

質問票セット II. エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)

ID _____

産後の気分についておたずねします。あなたも赤ちゃんもお元気ですか。

最近のあなたの気分をチェックしてみましょう。今日だけでなく、過去7日間にあなたが感じたことに

最も近い答えに○をつけて下さい。必ず10項目全部に答えて下さい。

1. 笑うことができたし、物事のおもしろい面もわかった。
() いつもと同様にできた。
() あまりできなかった。
() 明らかにできなかった。
() 全くできなかった。
2. 物事を楽しみにして待った。
() いつもと同様にできた。
() あまりできなかった。
() 明らかにできなかった。
() ほとんどできなかった。
3. 物事がうまくいかない時、自分を不必要に責めた。
() はい、たいていそうだった。
() はい、時々そうだった。
() いいえ、あまり度々ではなかった。
() いいえ、全くなかった。
4. はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした。
() いいえ、そうではなかった。
() ほとんどそうではなかった。
() はい、時々あった。
() はい、しょっちゅうあった。
5. はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。
() はい、しょっちゅうあった。
() はい、時々あった。
() いいえ、めったになかった。
() いいえ、全くなかった。
6. することがたくさんあって大変だった。
() はい、たいてい対処できなかった。
() はい、いつものようにはうまく対処できなかった。
() いいえ、たいていうまく対処した。
() いいえ、普段通りに対処した。
7. 不幸せな気分なので、眠りにくかった。
() はい、ほとんどいつもそうだった。
() はい、時々そうだった。
() いいえ、あまり度々ではなかった。
() いいえ、全くなかった。
8. 悲しくなったり、惨めになったりした。
() はい、たいていそうだった。
() はい、かなりしばしばそうだった。
() いいえ、あまり度々ではなかった。
() いいえ、全くそうではなかった。
9. 不幸せな気分だったので、泣いていた。
() はい、たいていそうだった。
() はい、かなりしばしばそうだった。
() ほんの時々あった。
() いいえ、全くそうではなかった。
10. 自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた。
() はい、かなりしばしばそうだった。
() 時々そうだった。
() めったになかった。
() 全くなかった。

ご記入日 平成 年 月 日

ご出産日 平成 年 月 日

お名前 _____

ご連絡先 〒 _____

お電話番号 _____

あなたの赤ちゃんについてどのように感じていますか？

下にあげているそれぞれについて、いまのあなたの気持ちにいちばん近いと感じられる表現に○をつけて下さい。

- | | ほとんどいつも
強くそう感じる。 | たまに強く
そう感じる。 | たまに少し
そう感じる。 | 全然
そう感じない。 |
|--|---------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 1. 赤ちゃんをいとしいと感じる。 | () | () | () | () |
| 2. 赤ちゃんのためにしないといけない
ことがあるのに、おろおろしてどうして
いいかわからない時がある。 | () | () | () | () |
| 3. 赤ちゃんのことが腹立たしく
いやになる。 | () | () | () | () |
| 4. 赤ちゃんに対して何も特別な
気持ちがわからない。 | () | () | () | () |
| 5. 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる。 | () | () | () | () |
| 6. 赤ちゃんのお世話を楽しみながら
している。 | () | () | () | () |
| 7. こんな子でなかったらなあと思う。 | () | () | () | () |
| 8. 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる。 | () | () | () | () |
| 9. この子がいなかったらなあと思う。 | () | () | () | () |
| 10. 赤ちゃんをととても身近に感じる。 | () | () | () | () |

ご記入日 平成 年 月 日

ご出産日 平成 年 月 日

お名前 _____

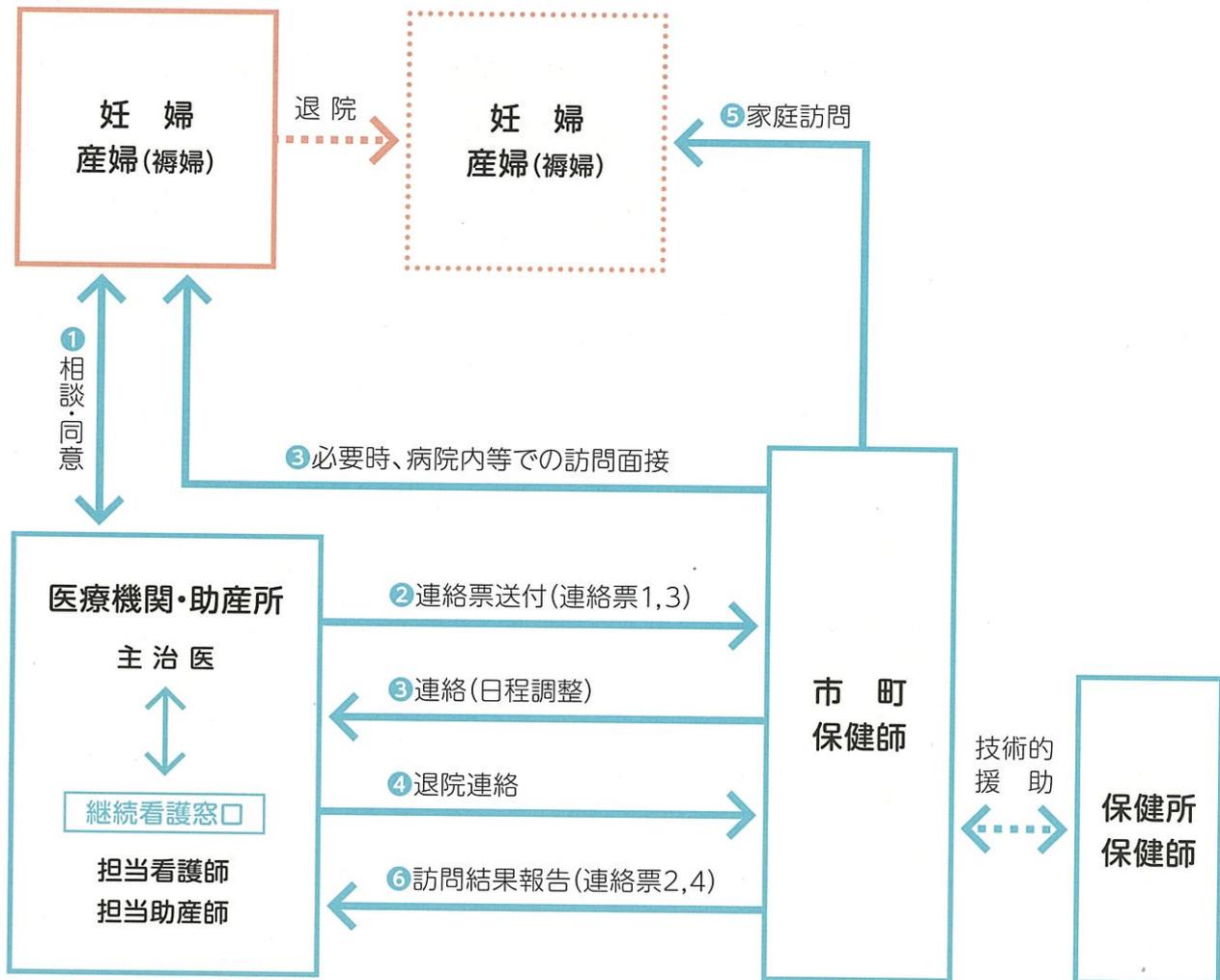
赤ちゃんのお名前 _____

ご連絡先 〒 _____

お電話番号 _____

④ ハイリスク妊産婦・新生児継続看護

ハイリスク妊産婦・産婦(褥婦)・ハイリスク新生児 継続看護フロー図



- ① 保健師の訪問について、妊婦・産婦(褥婦)の同意を得る。
- ② ハイリスク妊産婦・産(褥)婦継続看護連絡票(連絡票1)又は、ハイリスク新生児継続看護連絡票(連絡票3)を住所地の市町に送付する。
※退院決定から退院までの期間が短期間の場合には、退院が予測される時点で早期に連絡を行う。(連絡票の送付が後日になる場合もありうる。)
- ③ 必要時、医療機関等と日程調整を行い、保健師が医療機関等での訪問面接を行う。
- ④ ハイリスク妊産婦・産(褥)婦・ハイリスク新生児退院の連絡を行う。
- ⑤ 必要時、市町・保健所保健師間の連絡を行い、保健師が家庭訪問を行う。
- ⑥ ハイリスク妊産婦・産婦(褥婦)訪問結果連絡票(連絡票2)又は、ハイリスク新生児訪問結果連絡票(連絡票4)を医療機関等の継続看護窓口に送付する。
※ハイリスク新生児のうち未熟児については、別様式を使用する。
※保健所は、市町の求めに応じ、技術的事項についての指導、助言その他当該市町に対する必要な技術的援助を行う。(母子保健法 第8条)

市町長 殿

医療機関等名

継続看護代表者名

ハイリスク妊婦・産婦(褥婦) 継続看護連絡票 (医療機関等→地域)

今後の指導をお願いしたく連絡いたします。

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日 (才)	世帯主 (続柄)
住所 電話番号	住所： 電話： (退院後の連絡先)	職業		
	住所： 電話：	入院中の面接		
	(昼間の連絡先又は携帯電話番号：)	要・否		
依頼理由				
入院年月日	平成 年 月 日	出産(予定)年月日	平成 年 月 日	
退院年月日	平成 年 月 日			
経過概要	出産後の連絡の場合 出生児の状況(男・女)、体重(g)、在胎週数(週 日)			
看護上の 問題点				
備考				
記載日	平成 年 月 日	記載者名	所属 氏名	

※該当するものに☑印を付けてください。

本連絡票を貴職へ送ることについては、本人の同意を得ております。

(本人の同意が得られておりません。《個人情報保護法23条第1項第3号による情報提供》)

市町長 殿

医療機関等名
 継続看護代表者名

ハイリスク新生児 継続看護連絡票 (医療機関等→地域)

今後の指導をお願いしたく連絡いたします。

ふりがな 児の氏名		男・女	生年月日 年 月 日	父の名() 母の名()
住 所 電 話 番 号	住所： 電話： (退院後の連絡先) 住所： 電話： (昼間の連絡先又は携帯電話番号：)			
在胎週数	在胎 週 日 (体 重 g)	退院(予定) 年 月 日	平成 年 月 日	
入院中の 経過概要				
看護上の 問題点				
備 考				
記 載 日	平成 年 月 日	記 載 者 名	所 属 氏 名	

※該当するものに☑印を付けてください。

本連絡票を貴職へ送ることについては、本人の同意を得ております。

(本人の同意が得られておりません。《個人情報保護法23条第1項第3号による情報提供》)

殿

継続看護担当課長等 (印)

ハイリスク妊婦・産婦(褥婦) 訪問結果連絡票 (地域→医療機関等)

過日連絡いただきましたハイリスク妊婦・産婦(褥婦)について、下記のとおり報告いたします。

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
住所	電話：		
退院 年月日	平成 年 月 日	訪問 年月日	平成 年 月 日
訪問時の状況			
依頼事項に対する状況			
問題点			
主な指導内容			
今後の援助計画			
医療機関等への連絡事項			
記載日	平成 年 月 日	担当保健師名	所属 氏名

※該当するものに☑印を付けてください。

本連絡票を貴職へ送ることについては、本人の同意を得ております。

(本人の同意が得られておりません。《個人情報保護法23条第1項第3号による情報提供》)

殿

継続看護担当課長等 (印)

ハイリスク新生児 訪問結果連絡票 (地域→医療機関等)

過日連絡いただきましたハイリスク新生児について、下記のとおり報告いたします。

ふりがな 児の氏名		男・女	生年月日 年 月 日	保護者名
住 所	電話：			
訪問実施日	平成 年 月 日	月 齢	カ月 日	(修正 カ月 日)
訪問時の児の状況 計 測 値：体重()g 胸囲()cm 身長()cm 頭囲()cm 栄養状況： 母乳・混合・人工(ml)×()回			発達状況	
家庭環境・家族の状況等				
訪問時の相談内容及び指導内容				
保健師等への依頼事項についての返答				
今後の援助計画				
医療機関等への連絡事項				
記 載 日	平成 年 月 日	担当保健師名	所属 氏名	

※該当するものに☑印を付けてください。

本連絡票を貴職へ送ることについては、本人の同意を得ております。

(本人の同意が得られておりません。《個人情報保護法23条第1項第3号による情報提供》)

⑤ 妊娠届出書様式(参考)

妊娠届出書

愛知県様式

市(町村)長殿

届出年月日 年 月 日

(ふりがな)		生年月日	年齢	職業
妊婦氏名	①既婚 ②未婚 (入籍予定 あり・なし)	年 月 日		
(ふりがな)		生年月日	年齢	職業
夫氏名 (パートナー)		年 月 日		
居住地	(〒)	電 話 () 携帯電話 ()		
医師又は助産師 の診断又は保健 指導を受けた とき	初診年月日	平成 年 月 日	妊娠週数	満 週(か月)
	分娩予定日	平成 年 月 日	性病に関する健康診断の有無	①受けた ②受けていない
	特記事項	①単胎 ②多胎 (胎)	結核に関する健康診断の有無	①受けた ②受けていない
	医療機関等の 所在地・名称・医師又は 助産師氏名		健康保険 の種類	①社保 ②国保 ③いずれでもない

*あなたの妊娠・出産・子育てを、妊娠中から応援します。秘密は堅く守りますので、以下についてもご記入をお願いします。

1 現在、妊娠は順調ですか。	①はい ②いいえ(理由)
2 今までにお産の経験はありますか。	①初産 ②経産(出産回数 回)
3 流産・早産等を経験したことがありますか。	①なし ②あり(流産 回・早産 回・死産 回・中絶 回)
4 今回の妊娠は不妊治療をしましたか。	①はい ②いいえ
5 今回の妊娠が分かった時は どんなお気持ちでしたか。	①うれしかった ②予想外だったがうれしかった ③予想外だったので戸惑った ④困った ⑤なんとも思わない ⑥その他(内容:)
6 里帰りの予定はありますか。	①はい ②いいえ
7 困った時に助けてくれる人はいますか。	①はい(人) ②いいえ
8 現在、「困っていること」「悩んでいること」 「不安なこと」などはありますか。	①なし ②あり⇒ ㊲妊娠・出産について ㊳経済的なこと ㊴自分の身体のこと ㊵夫婦(パートナー)関係のこと ㊶家族関係のこと ㊷育児の仕方 ㊸その他()
9 現在、あなたはタバコを吸いますか。	①はい(本/日) ②妊娠してやめた ③いいえ
10 現在、夫(パートナー)や同居家族は、 同室でタバコを吸いますか。	①はい ②いいえ
11 現在、アルコールを飲みますか。	①はい(回/週) ②いいえ
12 今までにかかった病気や現在治療中の 病気はありますか。	①なし ②あり⇒ 病名: 心臓病・高血圧・慢性腎炎・糖尿病・肝炎・ こころの病気(うつ病など)・その他() それはいつ頃ですか:(年頃)・現在治療中
13 この1年間に、2週間以上続く「眠れない」 「イライラする」「涙ぐみやすい」「何もやる気が しない」などの症状がありますか。	①はい ②いいえ

◎この届出書の情報は、あなたの妊娠・出産・子育てへの支援の目的以外にお住まいの市町村や愛知県の母子保健施策の推進のために、統計的な処理を行うことや愛知県に情報を提供することがありますが、その場合に個人が特定されることは決してありません。また、統計的な処理の結果は公表する場合があります。 ◎この届出書について、保健師等からご様子をうかがう場合があります。

⑥ 市町の子ども虐待予防活動における主な法及び通知

- 母子保健法(昭和40年)
- 児童福祉法(昭和22年)
- 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年)
- 個人情報の保護に関する法律(平成15年)
- 「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」
(平成14年6月厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長通知)
- 「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」
(平成23年7月厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知)
- 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」
(平成23年7月厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)
- 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」
(平成24年11月厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)
- 「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」
(平成24年11月厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)

⑦ 関係機関一覧表

香川県内の市町(児童福祉主管課)連絡先一覧

子ども女性相談センター【高松市西宝町2-6-32 TEL:087-862-8861】

管内市町連絡先

市町名	窓口になる課	所在地	電話番号
高松市	子育て支援課こども女性相談室	高松市番町一丁目8-15	087-839-2384
さぬき市	子育て支援課	さぬき市長尾東888-5	0879-52-2517
東かがわ市	子育て支援課	東かがわ市湊1847-1	0879-26-1231
土庄町	健康増進課	小豆郡土庄町洲崎甲1400-25	0879-62-1234
小豆島町	子育て共育課	小豆郡小豆島町安田甲144-90	0879-82-7010
三木町	住民生活課	木田郡三木町氷上310	087-891-3303
直島町	住民福祉課	香川郡直島町1122-1	087-892-2223

西部子ども相談センター【丸亀市土器町東8丁目526 TEL:0877-24-3173】

管内市町連絡先

市町名	窓口になる課	所在地	電話番号
丸亀市	子育て支援課	丸亀市大手町二丁目3-1	0877-24-8808
坂出市	こども課	坂出市室町二丁目3-5	0877-44-5027
善通寺市	子ども課	善通寺市文京町二丁目2-2	0877-63-6365
観音寺市	子育て支援課	観音寺市坂本町一丁目1-1	0875-23-3957
三豊市	子育て支援課	三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3016
宇多津町	保健福祉課	綾歌郡宇多津町1881	0877-49-8003
綾川町	健康福祉課	綾歌郡綾川町滝宮299	087-876-1113
琴平町	福祉課	仲多度郡琴平町榎井817-10	0877-75-6706
多度津町	福祉保健課	仲多度郡多度津町栄町一丁目1-91	0877-33-4488
まんのう町	福祉保険課	仲多度郡まんのう町吉野下430	0877-73-0124

香川県内の市町(母子保健担当課)連絡先一覧

市町名	担当課	所在地	電話番号
高松市	高松市保健センター	高松市桜町一丁目9-12	087-839-2363
丸亀市	健康課	丸亀市大手町二丁目1-7	0877-24-8806
坂出市	けんこう課	坂出市室町二丁目3-5	0877-44-5006
善通寺市	子ども課	善通寺市文京町二丁目2-2	0877-63-6365
観音寺市	健康増進課	観音寺市坂本町一丁目1-1	0875-23-3964
さぬき市	国保・健康課	さぬき市長尾東888-5	0879-52-2518
東かがわ市	保健課	東かがわ市湊1847-1	0879-26-1229
三豊市	子育て支援課	三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3016
土庄町	健康増進課保健センター	小豆郡土庄町洲崎甲1400-25	0879-62-1234
小豆島町	健康づくり福祉課	小豆郡小豆島町安田甲144-90	0879-82-7038
三木町	健康福祉課	木田郡三木町大字氷上310	087-891-3304
直島町	住民福祉課	香川郡直島町1122-1	087-892-3400
宇多津町	健康増進課	綾歌郡宇多津町1881	0877-49-8008
綾川町	健康福祉課	綾歌郡綾川町陶1720-1	087-876-2525
琴平町	健康推進課	仲多度郡琴平町榎井817-10	0877-75-6723
多度津町	福祉保健課	仲多度郡多度津町西港町127-1	0877-32-8500
まんのう町	健康増進課	仲多度郡まんのう町長尾501-1	0877-73-0126

県の福祉事務所

	窓口になる課	所在地	電話番号
小豆総合事務所	福祉・母子保健:保健福祉課	小豆郡土庄町湊崎2079-5	0879-62-1373
東讃保健福祉事務所	福祉:健康福祉総務課 母子保健:保健対策課	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8254 0879-29-8264
中讃保健福祉事務所	福祉:生活福祉総務課 母子保健:保健対策第2課	丸亀市土器町東8丁目526	0877-24-9960 0877-24-9963
西讃保健福祉事務所	母子保健:保健対策課	観音寺市坂本町7丁目3-18	0875-25-2052

その他の情報

	ホームページアドレス
みんな子育て応援団	http://www.pref.kagawa.lg.jp/kosodate/shoshi/
NPO法人子どもの虐待防止ネットワークかがわ	http://kcapn.sakura.ne.jp/

香川県児童虐待防止医療ネットワーク医療機関

拠点病院(対応に困った時に相談できる窓口)

四国こどもとおとなの医療センター Mail: ikujinw@shikoku-med.jp	担当医師 / 木下 あゆみ 代表電話 / 0877-62-1000
	担当MSW / 福田 育美 地域連携室 / 0877-85-7788

協力病院一覧

さぬき市民病院	0879-43-2521	香川県立中央病院	087-811-3333
香川大学医学部附属病院	087-898-5111	高松赤十字病院	087-831-7101
屋島総合病院	087-841-9141	綾川町国民健康保健陶病院	087-876-1185
小豆島町立内海病院	0879-82-2121	滝宮総合病院	087-876-1145
へいわこどもクリニック	087-835-2026	坂出市立病院	0877-46-5131
香川県済生会病院	087-868-1551	回生病院	0877-46-1011
高松市民病院	087-834-2181	三豊総合病院	0875-52-3366

協力病院(個人病院)一覧

おおた小児科アレルギー科クリニック	087-844-8288	おかだ小児クリニック	0877-58-0707
ハピネスこどもクリニック	087-848-9178	西岡医院	087-885-2021
田中小児科	0879-52-0010	三野小児科医院	0875-25-7788
三好医院	0879-25-3503		

(参考:一般医療機関における子ども虐待初期対応ガイド)

⑧ 引用・参考文献

- ① 子ども虐待対応の手引き.厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課.平成25年8月
- ② 母子保健マニュアル-児童虐待予防編(第2版)-.北海道保健福祉部子ども未来推進局.平成25年
- ③ 保健師のための子ども虐待予防対応マニュアル.大阪府健康福祉部.平成20年
- ④ 妊娠期からの母子保健活動マニュアル～乳児期早期の虐待予防に向けて～.奈良県医療政策部.平成25年
- ⑤ 母子保健関係者のための「子ども虐待予防マニュアル」長野県衛生部.平成19年
- ⑥ 乳幼児保健指導の手引き.新潟県福祉保健部.平成26年
- ⑦ 関係機関・団体のため的高松市子ども虐待対応の手引き.高松市健康福祉部.平成23年
- ⑧ 子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル.地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究報告書.分担研究者 佐藤拓代.平成14年
- ⑨ 吉田敬子 監修:「産後の母親と家族のメンタルヘルス」自己記入式
質問票を活用した育児支援マニュアル.母子保健事業団発行.平成21年
- ⑩ 母子保健行政マニュアル.香川県健康福祉部.平成26年
- ⑪ 虐待を見逃さないために・香川県版(一般医療機関における子ども虐待初期対応ガイド).
香川県児童虐待防止医療ネットワーク発行.平成26年

「地域における妊娠・出産・子育て応援体制整備事業」支援検討会委員名簿

	氏 名	所 属
座 長	木下 あゆみ	独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター 小児アレルギー科医長・育児支援対策室長
座長代理	山本 順子	香川県産婦人科医会母子保健担当理事 医療法人社団真弘会谷病院副院長
委 員	内田 弘子	善通寺市民生部子ども課課長補佐
委 員	坂上 育子	高松市健康福祉局こども未来部子育て支援課こども女性相談室保健師長
委 員	中添 和代	香川県立保健医療大学保健医療学部看護学科准教授 特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク・かがわ理事長
委 員	増本 一浩	香川県子ども女性相談センター次長
委 員	眞鍋 由紀子	一般社団法人香川県助産師会会長

市町保健師のための
**子ども虐待を防ぐ
妊娠中からの支援**
こんな時、あなたはどのように
関わりますか？

平成27年3月発行

発行 香川県健康福祉部子育て支援課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

TEL:(087)-832-3285 FAX:(087)-806-0207

